

★なぜ「家族」にこだわるのでしょうか？

このように「家族」が社会を形づくる単位になり得ないにもかかわらず、なおも「家族」に社会の基礎的単位という役割を振り回るとする理由は何でしょうか。

先ほど言ったことですが、「家族」に「助け合い」を義務づけることにより、統治する側は責任を免れることができます。「家族」は社会を形づくる基礎的な単位になりえなくとも、教育や扶養といった機能を果たす、いわば行政機関の末端という役割を担うことができます。これがひとつの理由です。

また、社会を管理する上で、「家族」はおおいに役に立ちます。古来、「家族」はその中に個々の人間を位置付けて管理するしくみ、つまり戸籍制度の基礎となってきました。管理する側にとって、「家族」は欠くことのできない役割を果たしてきたのです。この役割はいまでも残り続けています。これが二つめの理由です。

そして三つめの理由は、「家族」には個人を封じ込める力があるということです。近代になって個人が社会的拘束から解放された、という言い方があります。しかし、おもてに現れたのは「家族」でした。その「家族」によって、個人は社会から切り離され内側に囲い込まれてしまいます。そして、自立した個人の結びつきによって生み出されるはずの社会、「公共」の可能性は閉ざされてしまいます。かわりに「公（おおやけ）」、「国家」が人々の上に君臨することになります。「家族」の力をかりてこそ、「公」、「国家」は成り立つのです。

★なぜ、「家族」という言葉を書き込んではいけないのでしょうか？

最後に教育勅語にふれます。2017年春、教育勅語を暗唱する幼稚園児の姿が人々を驚かせ、国会では大臣が教育勅語を賛美しました。その勅語では、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ…」と臣民の守るべき徳目が説かれます。ここで論じてきた、「家族は助け合わなければならない」という改憲条文そのものです。徳目の羅列は、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ（緊急事態が起こったら、国家＝公のために身を捨てなさい）」で終わります。これに対応するように、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」という言葉が改憲案前文に書き込まれています。そしてこの美徳は、「祖先ノ遺風」として遠い昔から受け継いできたもの、と勅語は説きます。連綿と続く「家族」が国家を支える基礎なのです。「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として」という12条の改正案に通じます。憲法に「家族」という言葉を書き込むことは、教育勅語の復活でもあるのです。

この教育勅語の否定から、今の社会は出発しました。日本国憲法には「すべて国民は個人として尊重される」と明記されています（13条）。そして国民は自由と権利を「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」とされています（12条）。自立した個人が互いに支え合い、それぞれの人生の完成を目指すとき、「公共の福祉」は実現されます。そして「公共の福祉」が実現される時、個人の自由と権利はたしかなものになります。この考え方が今の憲法の基礎にあります。「家族」という言葉を憲法に書き込んだとき、この思想は否定され、社会のあり方は根本的に変えられるのです。

*改変は禁止です

作成：子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会）
連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-25-10-608 石井法律事務所内（☎03-3353-0841）

「改憲」に抗するためにリーフレット No 2

憲法の中の「家族」を考える

★日本国憲法 第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

旧憲法下の重苦しい家制度から人々を解放し、新しい生き方を可能にするものとして、この条文には熱い期待がよせられたと聞きます。2012年に自民党がしめした改憲案は、この条文を次のように変えようとしています。

★自民党改憲案 第24条

家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

2. 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

3. 家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

「家族」を最初に取り上げ、尊重の対象として規定し、その後で「婚姻」にふれるという書き方になっています。主題は「婚姻」から「家族」に変わります。そして「婚姻」についても、両性の「合意」によって成立すると言いながら、わざわざ「のみ」という言葉は使わずしています。もちろん夫婦が同等の権利を有することは認められ、旧憲法下の家制度に戻ろうとしているのではないと言うかもしれません。しかし現行憲法にはない「扶養」「後見」「親族」という言葉が書き加えられ、「配偶者の選択」「住居の選定」がはずされています。ここにどんな意味があるのでしょうか。順を追って考えてみます。

★「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。」と書き込むのは、なぜでしょうか？

これと同じような条文を、『世界人権宣言』（1948年国連人権委員会採択）にみつけることができます。

第16条、「家庭（The family）は、社会の自然かつ基礎的な集団単位（the natural and fundamental group unit of society）であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する（外務省訳）。

文字だけを追うならば、『世界人権宣言』のこの条文と改憲案24条1項はほとんど変わらないように見えます。しかし意味には大きな隔りがあります。『世界人権宣言』は、「すべての人間（All human beings）」に認められなければならないさまざまな権利を列挙していく中で、この条文を登場させているのです。当然のことながら個々の人間は他の人間と結び

つき、さまざまな「集団単位」をつくって生きていくものです。そうした多様な「集団単位」の中で、「家庭」はもっとも自然で基礎的なものになります。だから、一人ひとりの人間が生きていくために、「家庭」には「社会及び国の保護を受ける権利」が認められなければなりません。『世界人権宣言』が言っていることはこうしたことです。ここで視線は一人ひとりの人間、「個人」に向けられています。だから“The family”という語を訳すに当たっても、人間が集い生活する場という意味で、あえて「家庭」という語を選んだのでしょう。

これに対し、改憲案は「家族」という言葉をつかいます。改憲案の前文には、「家族」という言葉を使ったこんな文章が書き込まれています。「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」。ここから分かるように、改憲案における「家族」は「国家を形成」する上での基礎的な単位ととらえられています。「尊重される」というのもその意味なのです。ここで視線は「個人」ではなく、国家に向けられています。「家族」は「個人」の生活の場などではなく、ある種の組織なのです。だから「家庭」という言葉をつかうわけにはいきません。『世界人権宣言』と改憲案では、同じ表現が使われていても、その意味するところはまったく異なっているのです。

★「家族は、互いに助け合わなければならない。」と書き込もうとするのは、なぜでしょうか？

わざわざ憲法に言うまでもない当たり前のことのようにも思えます。また書き込んでも、そんなに問題はないように思うかもしれませんが。しかし、書き込む理由を推し量ってみると、そこに大きな問題が見えてきます。

近代以前の社会では、ひとはそれぞれが属する共同体の中で助け合って生きてきました。もちろん、そこには抑圧もあり、差別もありました。理想化することはできませんし、そこにもどることもできません。近代に入るとともに共同体は急速に解体していきます。そして近代的な「家族」がおもてに現れます。世帯主が仕事に出て家族を養うに足る収入を得、主婦が家事のすべてを引き受ける、これが近代における典型的な「家族」の姿とされてきました。この近代「家族」に支えられて経済、産業は発展することができました。ところが、すでに雇用のしくみも、産業のしくみも変わってしまいました。いまはひとりの働きだけで「家族」を養うことは難しくなっています。正規雇用であれ、非正規雇用であれ、「家族」全員がはたらくことでやっと生活が成り立つような時代になっています。多様な働き方を可能にしようとする、「働き方改革」なるものも、そんな時代を見すえたものだと言えます。だからこそ、「家族は、互いに助け合わなければならない」のです。それにより「一億総活躍社会」も実現されることとなります。

しかしいくら助け合ったとしても、すべての「家族」が成功するわけではありません。経済的な破綻の可能性はつねにつきまとい、運の悪い「家族」は脱落することになります。それでも「家族は、互いに助け合わなければならない」と言い続けます。なぜなら憲法にそう書き込んでいるのですから。こうして貧困の問題、さまざまな社会問題の責任を「家族」が背負うこととなります。「家族」を単位とする自己責任論が大手を振ってまかり通り、国家は重い責任から解放されることとなります。

★「両性の合意のみ」から「のみ」をはずそうとするのは、なぜでしょうか？そしてまた、「扶養」「後見」「親族」という言葉を書き込み、「配偶者の選択」「住居の選定」をはずそうとするのは、なぜでしょうか？

「のみ」をはずしたことに格別の意味はない、と言うかもしれませんが。しかし続く第3項

の文言の入れ替えを見ていくと、はずした意図もおおのずと見えてきます。まず第3項の最初に「家族」という言葉がおかれます。そして「扶養」、「後見」という「家族」の役割、機能とでも言うべき言葉が続き、さまざまな社会的役割が「家族」に課せられることとなります。すでに変えられた教育基本法にも、子どもの教育の「一義的責任」は保護者（家族）にあると書かれています。「家庭教育支援法」なる法律も登場しました。もしかしたら、「子どもの教育」も「家族」の役割のひとつとして憲法に加えられるべきものかもしれません。さらに締めくくりにおかれる「親族」は、血縁関係（親等）によって親疎が順序づけられるものです。わざわざこの語を書き込むことにより、「家族」にかかわる「親族」の繋がりが確認されます。こうして「家族」はさまざまなしがらみの中に位置づけられ、多様な機能を担う社会的組織になります。こうなるともはや「家（イエ）」という古い言葉をつかった方が内容にはあっているかもしれません。もちろんこれらに関する法律においても、「個人の尊厳と両性の本質的平等」が保障されなければならないとは言います。しかしここまでくると、こうした言葉にはただの飾りの役割しかありません。飾りの陰には、多くの役割を背負わされた「家」を率いる「家父長」の姿が見え隠れします。

「家族」がこうしたものであるならば、「のみ」がはずされるのも自然でしょう。もちろん「両性の合意」の必要性は認めます。しかし、さまざまな人間関係、さまざまな意向、つまりは「両性の合意」以外の何かが関わっても、改憲憲法はもうそれを排除することはありません。

こうなると「配偶者の選択」、「住居の選定」がはずされたことも、穿って考えたくありません。たいした意図はない、とくに書き込むまでもないからだ、という返事がかえてくるかもしれません。しかし、「配偶者の選択」、「住居の選定」という家庭生活の基礎というべき事柄が、「個人の尊厳と両性の本質的平等」の保障からはずされるのです。やはりこれらの「選択」、「選定」にも、さまざまな世のしがらみがからむとすることになるのでしょうか。

★「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位」となるのでしょうか？

もう一度話を前にもどします。自民党の改憲案は「家族」を基礎的な単位として社会を形づくろうとしています。しかし、そもそもそんなことは可能なのでしょうか。

先ほど言ったように近代以前の社会の基礎的な単位は、共同体でした。生産活動の基盤となっていたものも、生活を支えていたものも、共同体でした。それは農村でも都市でも変わるものではありませんでした。権力の側から見ても、徴税、課役の単位は共同体であり、治安も共同体をたよって維持されていました。「家族」はその陰に隠れていました。近代に入り、共同体の解体があつて初めて、「家族」は社会的に意味のある存在としておもてに現れてきたのです。

では近代以降、「家族」が「自然かつ基礎的な単位」となって社会をつくることになったのでしょうか。そうはなりません。そもそも「家族」が社会を形づくる「基礎的な単位」となることはありえないのです。「家族」は人間の関係を内と外に分け、親密な関係を内に閉じこめてしまいます。日常よく使われる言葉で表現するならば、「身内」と「他人・他所（よそ）」の区別が「家族」によってつくられるのです。まずだいにすべきは「身内」であり、「他人」は後回し、「他所様」まで助ける必要などありません。もし助けるとしても、それは特別に賞賛されるべき余分な行為になります。それさえもないとき、残るのは「他所様のことには関わらない」という「家族」のエゴだけになります。こうして「家族」によって社会は分断され解体されていきます。「家族」は社会を形づくる「基礎的な単位」にならないどころか、反対の役割をはたすものなのです。